

兵庫県公報

平成21年11月27日 金曜日 第 2137 号

発行人
兵庫県
神戸市中央区下山手通
5丁目10番1号

毎週火曜日及び金曜日発行、
その日が休日のときはその翌日



(兵庫県民の旗=県旗)

目次

告 示	ページ
○ 換地処分に伴う三木市の区域内における字の区域変更（市町振興課）	1
○ 換地処分に伴うたつの市の区域内における字の区域変更（同）	3
○ 土地改良区役員の退任及び就任の届出（農地整備課）	4
○ 国土調査の成果の認証（同）	4
○ 漁船保険の付保義務の同意を求めるための事前届出に係る指定漁船調書の縦覧（水産課）	5
○ 建設業法に基づく建設業者の許可の取消し（県土整備部総務課）	5
○ 公共測量を実施する旨の通知（契約管理課）	8
○ 道路の区域の変更（道路保全課）	8
○ 東播磨港港湾計画の変更（港湾課）	8
○ 市街地再開発組合の事業計画の変更認可（市街地整備課）	9
○ 兵庫県営住宅の設置及び管理に関する条例施行規則に規定する知事が定める日（住宅管理課）	9
公 告	
○ 平成22年度兵庫県の本庁事務用共通封筒への広告掲載権者の募集に係る入札公告（文書課）	10
○ 兵庫県総務事務システム開発等業務に係る企画提案コンペの実施（情報政策課）	11
○ 都市計画法第36条第3項に基づく工事完了公告（都市計画課）	14
○ 大規模小売店舗の新設に関する届出（東播磨県民局）	15

告 示

兵庫県告示第1181号

土地改良法（昭和24年法律第195号）に基づく土地改良事業の実施による換地処分に伴い、三木市の区域内において、次のとおり、字の区域の変更をする旨、地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条第1項の規定により、三木市長から届出があった。

この届出に係る処分は、換地処分の公告のあった日の翌日からその効力を生ずるものとする。

平成21年11月27日

兵庫県知事 井戸敏三

変 更 前			変 更 後	
大 字	字	地 番	大 字	字
宿 原	宮ノ下	260から268まで 297の一部 304の一部 305の一部 308の一部 309の一部	宿 原	三昧ノ下
	三昧ノ下	241の一部 242の一部 243の1 243の2 244の一部 246の一部 247から253まで 254の一部 255の一部	宿 原	宮ノ下
	宮ノ前	388の1の一部 389の1の一部 389の2 390の2の一部		
	大道端	658の1の一部 659の一部 662の1の一部	宿 原	山ノ下
	五反田	698の一部 701の一部 702の1の一部 716の1の一部 716の2 717の一部 723の1の一部 723の2		
	梅ヶ坪	1207の2の一部		

山ノ下	668から671までの各一部	宿原	大道端
岡ノ下	744の2 745の1の一部 745の2 754の1の一部 754の2の一部 756の1の一部 756の2の一部 757の1の一部 757の2 757の3の一部 758の1の一部 758の2 759の1の一部 759の2 760の1の一部 760の2の一部 761の2の一部 762の2の一部		
大道端	658の1の一部	宿原	五反田
岡ノ下	724の2の一部 725の一部 726の一部 726の1の一部 727の2の一部 728の1の一部 825の一部 828の一部 829から831まで 832の一部 833の一部 837		
梅ヶ坪	1188の1の一部 1188の2の一部 1189の1の一部 1189の2 1190の1の一部 1190の2の一部		
大道端	658の1の一部	宿原	岡ノ下
板橋	842の1の一部 844の1の一部 844の2 845の1の一部 845の2 845の3 852の1の一部 852の2の一部 853の1の一部 853の2 854の2 854の3の一部		
堂ノ浦	867の一部 868の一部 869の1の一部 869の2 870の一部 872の2 873の1の一部 874の一部		
大入道	967の1の一部 967の2の一部 967の3 968の1の一部 968の2 981の1の一部 981の3の一部	宿原	堂ノ浦
岡ノ下	772の一部 774の1の一部 775の一部 813の一部		
門前	952の一部 953の一部	宿原	門前
堂ノ浦	874の一部 877の一部 879の一部 884の一部 885の一部		
大入道	961の一部 962の1の一部 963の一部 965の一部 966の1 966の2 967の1の一部 967の2の一部		
寺ノ下	998の1の一部 1017の一部 1018の1の一部 1018の2の一部 1019の一部 1020の一部		
門前	959の1の一部 959の2の一部	宿原	大入道
寺ノ下	982の1の一部 982の2 983の1の一部 983の2の一部 983の3 985の1の一部 985の4 986の一部 987の1の一部 987の2の一部 994の2の一部		
川ノ上	1161の1の一部		
門前	944の1の一部 957の一部 958の1の一部 958の2の一部 959の1の一部 959の2の一部	宿原	寺ノ下
大入道	962の1の一部 962の2 971の一部 972の一部		
六萬	1039		
大入道	978の一部 979の1の一部 979の2		
		宿原	川ノ上

梅ヶ坪	1163から1165までの各一部		
六万ノ下	1133の一部 1134の1の一部		
五反田	698の一部 701の一部 702の1の一部 704の2 705の1の一部 705の2 706 707の一部	宿原	梅ヶ坪
岡ノ下	838の1の一部 839の1の一部 840の1の一部 840の3の一部 841の2の一部		
板橋	842の1の一部 842の2 843の1の一部 843の2の一部 844の1の一部		
大入道	979の1の一部 981の1から981の3までの各一部		
川ノ上	1157の1の一部 1158の1の一部 1162の1の一部 1162の2の一部 1162の3 1162の4		

上記のほか、変更前の区域に隣接介在する道路、水路である公有地の一部は、変更後の区域に編入する。

また、大字宿原字宮ノ下272に隣接する道路である公有地の全部は、大字宿原字三昧ノ下に編入する。

また、大字宿原字大道端658の1、658の2の地先の道路である公有地の一部は、大字宿原字岡ノ下に編入する。

また、大字宿原字板橋852の2、853に隣接する道路である公有地の一部は、大字宿原字岡ノ下に編入する。

また、大字宿原字寺ノ下998の1の地先の道路である公有地の一部は、大字宿原字門前に編入する。

また、大字宿原字寺ノ下994の2の地先の道路、水路である公有地の一部は、大字宿原字大入道に編入する。

また、大字宿原字川ノ上1146の2、1149、1150の地先の道路である公有地の一部は、大字宿原字寺ノ下に編入する

また、大字宿原字寺ノ下1012の1、1023に隣接する大字宿原字六萬の水路である公有地の全部は、大字宿原字寺ノ下に編入する。

また、大字宿原字六万ノ下1132に隣接する水路である公有地の全部及び1134の1の地先の水路である公有地の一部は、大字宿原字川ノ上に編入する。

また、大字宿原字寺ノ下982の2に隣接する水路である公有地の一部は、大字宿原字川ノ上に編入する。

また、大字大塚字下り松165の1の地先、166、167に隣接する水路である公有地の全部は、大字大塚字高町に編入する。

備考 地番は、平成21年6月27日現在の地番である。



兵庫県告示第1182号

土地区画整理法（昭和29年法律第119号）に基づく土地区画整理事業の実施による換地処分に伴い、たつの市の区域内において、次のとおり、字の区域の変更をする旨、地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条第1項の規定により、たつの市長から届出があった。

この届出に係る処分は、換地処分の公告のあった日の翌日からその効力を生ずるものとする。

平成21年11月27日

兵庫県知事 井戸敏三

変 更 前			変 更 後	
大 字	字	地 番	大 字	字

龍野町中村	向イ田	289の3の一部	龍野町中村	大塚
	大塚	293の1の一部 293の2	龍野町中村	向イ田

上記のほか、変更前の区域に隣接する道路、水路である公有地の全部は、変更後の区域に編入する。

備考 地番は、平成21年7月27日現在の地番である。



兵庫県告示第1183号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定により、次の土地改良区から役員の退任及び就任の届出があった。

平成21年11月27日

兵庫県知事 井戸敏三

山東町土地改良区

退任役員

役員の区分	氏名	住 所
理事	上村道夫	朝来市山東町和賀784番地
同	足立昌一	同 市山東町野間28番地
同	村上昇	同 市山東町滝田317番地
同	村上彰	同 市山東町粟鹿78番地2
同	小田福雄	同 市山東町和賀905番地
同	佐野純夫	同 市山東町大月1566番地
同	小山盛弘	同 市山東町大月817番地
同	中島勇	同 市山東町溝黒480番地
同	木村登志雄	同 市山東町柿坪478番地1
監事	佐藤功	同 市山東町大月710番地
同	中嶋徳男	同 市山東町粟鹿1079番地
同	水谷光雄	同 市山東町溝黒398番地1

就任役員

役員の区分	氏名	住 所
理事	若松俊彦	朝来市山東町大月1507番地
同	岡林史郎	同 市山東町三保528番地
同	奥野英之	同 市山東町滝田414番地
同	城本建吾	同 市山東町野間663番地1
同	足立勝	同 市山東町粟鹿1032番地
同	福島謹	同 市山東町粟鹿1098番地
同	上田幸男	同 市山東町和賀834番地
同	小山盛弘	同 市山東町大月817番地
同	山本利近	同 市山東町溝黒513番地
同	藤本隆夫	同 市山東町与布土784番地2
監事	佐藤功	同 市山東町大月710番地
同	石原武美	同 市山東町粟鹿431番地
同	谷村弘	同 市山東町柿坪362番地



兵庫県告示第1184号

国土調査法（昭和26年法律第180号）第19条第2項の規定により、次のとおり国土調査の成果を認証した。

平成21年11月27日

兵庫県知事 井戸敏三

- 1 (1) 調査を行った者の名称
淡路市
- (2) 調査を行った期間
平成19年7月から平成21年3月まで
- (3) 成果の名称
淡路市（大字斗ノ内の一部）の地籍図及び地籍簿
- (4) 調査を行った地域
淡路市大字斗ノ内の一部
- (5) 認証年月日
平成21年11月12日
- 2 (1) 調査を行った者の名称
南あわじ市
- (2) 調査を行った期間
平成21年1月から同年8月まで
- (3) 成果の名称
南あわじ市（大字志知佐礼尾の一部）の地籍図及び地籍簿
- (4) 調査を行った地域
南あわじ市大字志知佐礼尾の一部
- (5) 認証年月日
平成21年11月12日



兵庫県告示第1185号

漁船損害等補償法（昭和27年法律第28号）第112条第1項の規定による同意を求めるための事前届出があったので、漁船損害等補償法施行令（昭和27年政令第68号）第5条第3項の規定により、届出に係る指定漁船調書を縦覧に供する。

平成21年11月27日

兵庫県知事 井戸敏三

1 届出事項

発起人の住所及び氏名	加入区	漁船損害等補償法第113条第1項に規定する申出をする漁業協同組合の名称
加古川市尾上町長田397-8 宇野昌一 同市別府町新野辺1293-5 多田重男	東播磨	東播磨漁業協同組合

2 指定漁船調書の縦覧

- (1) 縦覧期間 平成21年11月27日から同年12月11日まで
- (2) 縦覧場所 東播磨加入区 加古川市尾上町池田2133-1 東播磨漁業協同組合



兵庫県告示第1186号

建設業法（昭和24年法律第100号）第12条の規定による廃業等の届出があったので、同法第29条第1項の規定に基づき、次の建設業者の許可を取り消した。

平成21年11月27日

兵庫県知事 井戸敏三

商号又は名称及び代表者氏名	主たる営業所の所在地	許可番号	取り消した建設業			処分の原因となった事実	取消年月日
			区分	種	類		

㈱喜多村工務店 代藤田 啓一	神戸市東灘区御影塚町 3-2-6	特-16 第108716号	特定	土木工事業、ほ装工事業	建設業の廃止 (全部廃業)	平成21年8月20日
㈱ミウラ 代三浦 昭	同 市灘区摩耶埠頭1	特-20 第115228号	特定	とび・土工工事業	建設業の廃止 (一部廃業)	同 年7月20日
㈱タツミ・アース テック 代辰巳 太郎	同 市同区新在家南町 5-12-6	般-19 第102626号	一般	土木工事業、とび・土工工事業	建設業の廃止 (全部廃業)	同 年8月5日
入船㈱ 代高橋 達	同 市同区新在家南町 1-2-1	般-20 第114247号	一般	建築工事業、内装仕上工事業	建設業の廃止 (全部廃業)	同 月31日
康本建設工業㈱ 代康本 成達	同 市同区琵琶町1- 9-15	般-17 第109810号	一般	土木工事業、建築工事業、大工工事業、とび・土工工事業、屋根工事業、タイル・れんが・ブロック工事業、ほ装工事業、内装仕上工事業、水道施設工事業	建設業の廃止 (全部廃業)	平成21年9月20日
㈱白井建設 代白井 良平	同 市中央区二宮町2 -5-7	般-17 第100683号	一般	建築工事業	建設業の廃止 (一部廃業)	同 年6月30日
㈱日本エコテック 代戸塚 一博	同 市同 区加納町3 -12-11-101	般-19 第115161号	一般	建築工事業、大工工事業、屋根工事業、タイル・れんが・ブロック工事業、鋼構造物工事業、内装仕上工事業	建設業の廃止 (全部廃業)	同 年7月20日
神戸・鳴門ルート サービス㈱ 代井植 貞雄	同 市同 区海岸通8	般-18 第109032号	一般	造園工事業	建設業の廃止 (全部廃業)	同 年9月10日
緑幸園 代飯尾 敏幸	同 市北区淡河町神影 229	般-17 第111849号	一般	造園工事業	建設業の廃止 (全部廃業)	同 年8月5日
㈱ライフワーク神戸 代山本 敏正	同 市長田区戸崎通2 -6-23	般-17・20 第114627号	一般	土木工事業、管工事業、ほ装工事業、しゅんせつ工事業、水道施設工事業	建設業の廃止 (一部廃業)	同 年7月9日
田中木材店 代田中 弘良	同 市須磨区大田町3 -1-5	般-17 第111079号	一般	建築工事業	建設業の廃止 (全部廃業)	同 年1月12日
㈱中島総合建設 代中島 智志	同 市同 区稲葉町4 -1-16	般-19・21 第112843号	一般	建築工事業	建設業の廃止 (一部廃業)	同 年8月16日
新日本建鐵㈱ 代長谷川 直幸	同 市西区宮下1-6 -3	般-18 第110137号	一般	ほ装工事業	建設業の廃止 (一部廃業)	同 年3月31日
特建テクノ㈱ 代佐藤 武司	同 市同区南別府1- 14-6	般-18 第114863号	一般	土木工事業、防水工事業	建設業の廃止 (全部廃業)	同 年7月1日
㈱昭建 代梶田 三樹雄	同 市同区水谷3-9 -7	般-19 第115074号	一般	土木工事業、建築工事業、塗装工事業、防水工事業	建設業の廃止 (全部廃業)	同 年8月19日
㈱内藤工務店 代内藤 良雄	尼崎市長洲中通1-9 -27	般-18 第212407号	一般	土木工事業、とび・土工工事業、タイル・れんが・ブロック工事業、鋼構造物工事業、ほ装工事業、内装仕上工事業	建設業の廃止 (一部廃業)	同 年5月20日
北海工業㈱ 代筒井 孝子	同 市元浜町5-10- 2	般-16 第204418号	一般	土木工事業、とび・土工工事業	建設業の廃止 (全部廃業)	同 年8月31日
白石広告㈱ 代白石 勝	西宮市田中町5-10	般-19 第212799号	一般	鋼構造物工事業	建設業の廃止 (全部廃業)	同 年7月24日

㈱カウラ (代)北浦 猛次	同 市上甲子園4-11-34	般-18・20 第217383号	一般	塗装工事業	建設業の廃止 (一部廃業)	同 年8月31日
内田電工㈱ (代)内田 治良	三田市駅前町19-14	般-19 第300728号	一般	消防施設工事業	建設業の廃止 (一部廃業)	同 年5月7日
(有)ナカタ建築 (代)中田 六雄	明石市大久保町大久保 町813-21	般-20 第405355号	一般	建築工事業	建設業の廃止 (全部廃業)	同 月31日
㈱テックス (代)安積 依利子	加古川市加古川町備後 370-1	般-19 第406751号	一般	電気工事業	建設業の廃止 (全部廃業)	平成21年8月1日
㈱マサミ住建 (代)十倉 正己	同 市加古川町粟津 1012	般-18 第402878号	一般	土木工事業、建築工事業	建設業の廃止 (全部廃業)	同 月24日
ビー・エフイー・ ハリマ (代)松本 彰	同 市東神吉町升田 175	般-19 第406753号	一般	土木工事業、とび・土 工工事業、石工事業、 鋼構造物工事業、ほ装 工事業、しゅんせつ工 事業、塗装工事業、水 道施設工事業	建設業の廃止 (全部廃業)	同 月26日
㈱フジイハウジン グ (代)藤井 和生	高砂市高砂町1-3- 25	般-17 第404286号	一般	建築工事業	建設業の廃止 (全部廃業)	平成21年7月10日
㈱山富 (代)長野 敏明	同 市竜山1-2-18	般-17 第406184号	一般	消防施設工事業	建設業の廃止 (全部廃業)	同 年9月1日
(有)グローコンスト ラクション (代)松尾 浩幸	加古郡稲美町加古1717 -3	般-18 第405841号	一般	土木工事業、塗装工事業	建設業の廃止 (全部廃業)	同 月2日
銭屋電機㈱ (代)前川 康二	西脇市西脇1033	般・特-18 第350161号	一般	熱絶縁工事業	建設業の廃止 (一部廃業)	平成21年7月31日
菅原土木㈱ (代)菅原 常善	姫路市下手野6-3- 14	般・特-17・ 18 第450643号	一般	管工事業	建設業の廃止 (一部廃業)	同 年5月31日
㈱フィールドワン (代)嶋澤 弘展	同 市香寺町溝口225 -98	般-16 第459969号	一般	土木工事業	建設業の廃止 (一部廃業)	同 年7月30日
㈱花井近畿工業 (代)高田 将豊	同 市花田町一本松 241-1	般・特-19 第451316号	一般	消防施設工事業	建設業の廃止 (一部廃業)	同 年8月1日
(有)布尾鋼建 (代)布尾 欣男	相生市池之内1013	般-20 第551803号	一般	管工事業	建設業の廃止 (一部廃業)	同 年7月13日
㈱エスケイ (代)桂 照美	たつの市新宮町仙正 127	般-18 第502413号	一般	土木工事業	建設業の廃止 (全部廃業)	同 年8月31日
㈱小堀組 (代)小堀 雪雄	宍粟市一宮町福中227	般・特-18 第501316号	一般	管工事業	建設業の廃止 (一部廃業)	同 年9月11日
(有)富相開発 (代)杉本 吉弘	赤穂郡上郡町野桑1542	般-19 第551782号	一般	建築工事業	建設業の廃止 (全部廃業)	同 月1日
㈱中川工務店 (代)中川 和久	豊岡市竹野町竹野2508 -1	般・特-18・ 19 第650813号	一般 特定	造園工事業、さく井工 事業	建設業の廃止 (一部廃業)	平成21年8月26日
大江製材所 (代)大江 克己	朝来市山東町末歳803	般-16 第601082号	一般	建築工事業	建設業の廃止 (全部廃業)	同 年5月1日
立道建設㈱ (代)立道 隆夫	美方郡新温泉町歌長 270	般・特-18・ 20 第700361号	特定	管工事業	建設業の廃止 (一部廃業)	同 年9月28日
太陽舗道㈱ (代)西嶋 司郎	篠山市今田町市原636	般・特-18 第751370号	一般	造園工事業	建設業の廃止 (一部廃業)	平成20年9月30日
(有)森本建装 (代)森本 勝	洲本市炬口2-13-9	般-16 第801310号	一般	内装仕上工事業	建設業の廃止 (全部廃業)	平成21年8月31日

南中淡 代酒井 初女	淡路市中田2949-1	般-16 第801860号	一般	土木工事業	建設業の廃止 (全部廃業)	同
西岡淳建築事務所 代西岡 淳	同 市草香北739-39	般-20 第801947号	一般	建築工事業	建設業の廃止 (全部廃業)	同



兵庫県告示第1187号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、明石市長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があった。

平成21年11月27日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

- 1 作業種類
公共測量（市街地再開発）
- 2 作業期間
平成21年11月2日から同年12月25日まで
- 3 作業地域
明石市大明石町1丁目地域



兵庫県告示第1188号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のように変更する。
その関係図面は、平成21年11月27日から2週間、中播磨県民局姫路土木事務所において一般の縦覧に供する。
平成21年11月27日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

道路の種類 路線名	道路の区域				
	区 間	旧新	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)	備考
県道 姫 路 港 線	姫路市高尾町84番1から 同 市博労町200番まで	旧	18.0から 34.0まで	628.0	
		新	30.0から 51.0まで	632.0	一部 予定地



兵庫県告示第1189号

港湾法（昭和25年法律第218号）第3条の3第1項の規定により定めた東播磨港港湾計画を次のとおり変更した。

平成21年11月27日

東播磨港港湾管理者 兵庫県
代表者 兵庫県知事 井 戸 敏 三

- 1 東播磨港港湾計画の変更の概要
平成10年兵庫県告示第637号によりその概要を告示した東播磨港港湾計画について変更した事項は、次のとおりである。
水域施設計画のうち、泊地の項において次の施設を変更計画、廃止する。
泊地

地区名	水深（メートル）	面積（ヘクタール）	備考

高砂	5.5	6	変更計画
	4.5	2	廃 止

係留施設のうち、岸壁の項において次の施設を新規計画、廃止する。

岸壁

地区名	公共用又は専用の別	水深（メートル）	延長（メートル）	備考
荒井	専用	5.5	140	新規計画
高砂	専用	4.5	50	廃 止

土地造成及び土地利用計画を次のとおり変更する。

地区名	面積（ヘクタール）	用途
荒井	1	埠頭用地
	280	工業用地
	3	緑 地

2 変更後の港湾計画の縦覧場所

兵庫県県土整備部土木局港湾課及び東播磨県民局加古川土木事務所



兵庫県告示第1190号

都市再開発法（昭和44年法律第38号）第38条第1項の規定により、旭通4丁目地区市街地再開発組合の事業計画の変更を認可した。

平成21年11月27日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

- 1 組合の名称
旭通4丁目地区市街地再開発組合
- 2 事業施行期間
組合設立認可公告の日から平成26年3月まで
- 3 施行地区
神戸市中央区旭通4丁目の一部
- 4 事務所の所在地
神戸市中央区琴ノ緒町5丁目5番2号
- 5 設立認可年月日
平成20年12月24日
- 6 変更認可年月日
平成21年11月12日



兵庫県告示第1191号

兵庫県営住宅の設置及び管理に関する条例施行規則（昭和35年兵庫県規則第19号）附則第9項に規定する知事が定める日は、同項に掲げる駐車場のうち次に掲げるものにあつては、平成21年11月30日とする。

平成21年11月27日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

名称	位置
明石西二見鉄筋住宅駐車場	明石市二見町西二見

公 告

平成22年度兵庫県の本庁事務用共通封筒への広告掲載権者の募集に係る入札公告

平成22年度兵庫県の本庁事務用共通封筒への広告掲載権者の募集について、次のとおり一般競争入札に付する。
平成21年11月27日

契約担当者

兵庫県知事 井 戸 敏 三

1 入札に付する事項

- (1) 件名
平成22年度兵庫県の本庁事務用共通封筒への広告掲載権
- (2) 仕様
入札説明書による。
- (3) 入札方法
上記(1)について入札に付する。

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の105分の100に相当する金額で入札すること。

2 一般競争入札参加資格

- (1) 物品関係入札参加資格者として、兵庫県（以下「県」という。）の物品関係入札参加資格（登録）者名簿に登録されている者又は登録されていない者で開札の日時までに物品関係入札参加資格者として認定された者であること。
- (2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に基づく県の入札参加資格制限基準による資格制限を受けていない者であること。
- (3) 一般競争入札参加申込書兼競争入札参加資格確認申請書（以下「参加申込書」という。）の提出期限日及び本件入札の日において、県の指名停止基準に基づく指名停止を受けていない者であること。
- (4) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立て及び民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てがなされていない者であること。

3 入札の参加申込み及び入札方法等

- (1) 参加申込書の提出場所、契約条項を示す場所、入札説明書の交付場所及び問い合わせ先
〒650-8567 神戸市中央区下山手通5丁目10番1号
兵庫県企画県民部管理局文書課 担当 太田、吉田
電話 (078) 341-7711 内線 2045、2044
- (2) 参加申込書の提出期間、契約条項を示す期間及び入札説明書の交付期間
平成21年11月27日（金）から同年12月11日（金）まで（土曜日及び日曜日を除く。）
午前9時から午後5時まで（正午から午後1時までを除く。）
- (3) 入札・開札の日時及び場所
平成21年12月18日（金）午後2時 兵庫県庁西館1階 大入札室
- (4) 入札書提出の期限・方法
(3)の入札・開札の日時及び場所に直接入札書を提出すること。
なお、電子入札及び郵送等による入札は、受け付けない。

4 入札者に求められる義務

- (1) 本件入札に参加を希望する者は、参加申込書を平成21年12月11日（金）午後5時までに前記3(1)の場所に提出すること。
- (2) 入札参加申込者は、入札・開札日の前日までの間において、上記(1)の提出書類に関し説明を求められた場合は、それに応ずること。

5 入札保証金

契約希望金額（入札書記載金額の100分の105）の100分の5以上の額の入札保証金を平成21年12月16日（水）午後3時までに納付しなければならない。ただし、保険会社との間に県を被保険者とする入札保証保険契約を締結した場合は、その保険証書を入札保証金に代えて提出すること。

6 入札に関する条件

- (1) 入札書は、前記 3 (3) の日時及び場所に直接持参し、入札箱に投入すること。
- (2) 所定の額の入札保証金（入札保証金に代わる担保の提供を含む。）が所定の日時までに提出されていること。ただし、入札保証金に代えて入札保証保険証書を提出する場合は、保険期間が契約締結予定日までであること。
- (3) 入札者又はその代理人が同一事項について 2 通以上した入札でないこと。
- (4) 同一事項の入札において、他の入札者の代理人を兼ねた者又は 2 人以上の入札者の代理をした者の入札でないこと。
- (5) 連合その他の不正行為によってされたと認められる入札でないこと。
- (6) 入札書に入札金額及び入札者の氏名の記載並びに押印があり、入札内容が分明であること。
- (7) 代理人が入札をする場合は、入札開始前に委任状を入札執行者に提出すること。
- (8) 入札書に記載された入札金額が訂正されていないこと。
- (9) 再度入札に参加できる者は、次のいずれかの者であること。
 - ア 初度の入札に参加して有効な入札をした者
 - イ 初度の入札において、(1) から (8) までの条件に違反し無効となった入札者のうち、(1)、(4) 又は (5) に違反し無効となった者以外の者

7 入札の無効

2 に掲げる一般競争入札参加資格のない者のした入札、入札者に求められる義務を履行しなかった者のした入札、参加申込書又は関係書類に虚偽の記載をした者のした入札及び入札に関する条件に違反した入札は、無効とする。

8 落札者の決定方法

入札説明書で示した業務を提供できると契約担当者が判断した入札者であって、財務規則（昭和39年兵庫県規則第31号）第85条の規定に基づいて作成された予定価格以上で、最高価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

9 契約条件

- (1) 契約保証金

契約金額の100分の10以上の額の契約保証金を契約締結日までに納付しなければならない。ただし、保険会社との間に県を被保険者とする履行保証保険契約を締結した場合は、その保険証書を契約保証金に代えて提出すること。
- (2) 契約書作成の要否

要作成

10 その他

- (1) 契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨
- (2) その他

詳細は、入札説明書による。



兵庫県総務事務システム開発等業務に係る企画提案コンペの実施

兵庫県総務事務システム開発等業務を行う事業予定者を決定するため、企画提案コンペを実施する。

平成21年11月27日

契約担当者

兵庫県知事 井 戸 敏 三

1 趣旨

本県では、行財政構造改革の取組の中で、事務事業・組織の徹底した見直しなどにより一層の定員の削減を図り、特に一般行政部門においては平成20年度から30年度の10年間で職員数の約3割（約2,700人）の削減に取り組んでいる。その中で、限られた人的資源を県民へのサービス提供にあてるためには、県内部の管理業務を極力省力化することが必要であり、旅費事務などの総務事務の効率化の推進を目的として総務事務システムの整備を行う予定である。今回、当該システムの開発等業務に係る提案を広く募集するため、企画提案コンペを実施する。

2 企画提案コンペの概要

(1) 名称
兵庫県総務事務システム開発等業務に係る企画提案コンペ

(2) 募集内容
次に掲げる事項についての企画提案

- ア 構築方針に係る事項
- イ 共通基盤機能に係る事項
- ウ 業務機能に係る事項
- エ ハードウェア等システム構成に係る事項
- オ 構築作業に係る事項
- カ 保守・運用に係る事項

(3) 主催者及び事務局

- ア 主催者
兵庫県（以下「県」という。）
- イ 事務局
兵庫県企画県民部教育・情報局情報政策課
〒650-8567 神戸市中央区下山手通5丁目10番1号（兵庫県庁第2号館7階）
電話（078）362-3379 F A X（078）362-9027

3 提案参加者の資格に関する事項

提案参加者は、次の事項のすべてに該当する者とする。（グループを構成して提案を行う場合、グループを代表する者を「代表企業」、その他の者を「グループ構成企業」という。）

- (1) 代表企業（単独企業を含む。以下同じ。）が参加資格申請時点で平成20・21年度県の物品関係の入札参加資格を有すること。
- (2) 代表企業及びグループ構成企業のいずれもが、参加資格審査書類の受付開始日から選定事業者の契約の日までの間に、県から指名停止の処置を受けていない者であること。
- (3) 代表企業及びグループ構成企業のいずれもが、次のアからキまでのいずれにも該当しない者であること。
 - ア 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第2項各号のいずれかに該当すると認められる者（同項各号のいずれかに該当する事実があった後2年を経過した者を除く。）又はその者を代理人、支配人その他の使用人として使用する者
 - イ 成年被後見人
 - ウ 民法の一部を改正する法律（平成11年法律第149号）附則第3条第3項の規定によりなお従前の例によることとされる同法による改正前の民法（明治29年法律第89号）第11条に規定する準禁治産者
 - エ 被保佐人であって契約締結のために必要な同意を得ていない者
 - オ 民法第17条第1項の規定による契約締結に関する同意権付与の審判を受けた被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ていない者
 - カ 営業の許可を受けていない未成年者であって、契約締結のために必要な同意を得ていない者
 - キ 破産者で復権を得ない者
- (4) 提案参加資格審査申請書提出の日から提案書の提出日までの期間において、提案募集に参加する者が(1)から(3)に反していない者であること。
- (5) 代表企業またはグループ構成企業のいずれかが、兵庫県内または近隣府県（兵庫県本庁舎より公共交通機関で1時間以内）に兵庫県総務事務システムのサポート拠点を持つこと。

4 応募手続

(1) 募集要項の配布

ア 配布方法
募集要項は、事務局において配布する。

イ 配布期間

平成21年11月27日（金）から同年12月10日（木）まで（土曜日及び日曜日を除く。）の午前9時から午後5時まで

(2) 参加資格審査申請の受付

ア 参加資格審査の内容

「3 提案参加者の資格に関する事項」について審査する。

イ 提出書類（各 1 部）

- (7) 参加資格申請書
- (4) 会社概要
- (7) 類似システムの構築実績報告書
- (2) 物品関係入札参加資格審査結果通知書（写）
- (4) 委任状
- (4) グループ構成表明書
- (3) 業務分担予定表

ウ 受付方法

事務局あてに郵送（書留）、信書便（書留に準ずるもの）又は持参によること。

エ 受付期間

平成21年11月27日（金）から同年12月10日（木）まで（土曜日及び日曜日を除く。）の午前9時から午後5時まで

なお、郵送等による場合は、平成21年12月10日（木）午後5時必着とする。

オ 参加資格審査結果の通知

平成21年12月16日（水）付けで郵送文書により通知する。

応募図書の提出は、審査結果で参加を認められた者のみできるものとする。

(3) 応募図書の受付

ア 受付方法

事務局あてに郵送（書留）、信書便（書留に準ずるもの）又は持参によること。

イ 受付期間

平成21年12月17日（木）から同月28日（月）まで（土曜日及び日曜日を除く。）の午前9時から午後5時まで（平成21年12月28日（月）については、午前9時から午前12時まで）

なお、郵送等による場合は、平成21年12月28日（月）午前12時必着とする。

5 応募図書

(1) 応募図書の種類

- ア 応募申込書
- イ 企画提案書等
- ウ 見積書等
- エ 業務担当予定者の略歴等

(2) 応募図書の形式及び内容

募集要項のとおり。

(3) 留意事項

ア 応募図書の著作権は、応募者に帰属する。

（ただし、県は、応募図書の資料を当選者の発表まで利用できるものとする。）

イ 応募図書は、非公開とする。

ウ 応募図書は、返却しない。

6 応募に要する費用

応募に要する費用は、応募者の負担とする。

7 当選者の選考、決定及び通知の方法

(1) 選考方法

当選者の選考は、審査委員会において内容及び価格について評価する。

【内容の評価項目】

項目	概要
構築方針	本県の方針に対する理解度と、その具体的な実現方法について評価する。
共通基盤機能	本県的前提条件及び基盤要件を網羅的かつ正確に理解し、性能・信頼性・拡張性を考慮した適正な基盤を提案しているか、その根拠が明確であるか、要件を充足しているかを評価する。

業務機能	本県的前提条件及び業務要件を網羅的かつ正確に理解し、本県の業務効率化に寄与する機能を提案しているか、要件を充足しているかについて、提案の網羅性と記載レベルを含めて評価する。
ハードウェア等システム構成	本県的前提条件及び要件に応じ、性能・信頼性・拡張性・経済性を考慮したハードウェア・ソフトウェア等の構成及びネットワーク構成であるかを評価する。
構築作業	本県の要件に対する理解度に加えて、プロジェクト運営の考え方、運営体制、品質管理方法などから、円滑に設計・開発等の構築作業を遂行するために必要な計画力や管理能力を評価する。また、研修等付帯作業に対しても、円滑に遂行できるかを評価する。
運用・保守	本県の要件に対する理解度に加えて、要件を充足する運用・保守業務を円滑に進められるかを評価する。

※ 上限価格を越えた場合は、失格とする。

(2) 発表方法

当選者の名称は、応募者全員に対し、文書で通知する。

8 当選後の取扱い

当選者は、兵庫県総務事務システム開発等業務に係る事業予定者となる。

9 その他

(1) 提案及び契約の手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨に限る。

(2) 詳細は、募集要項による。

10 Summary for the Notice of General Competition

(1) Nature of the required service:

Proposal for a new computer system for general affairs
(System construction, proving test and equipment configuration)

(2) Qualification application deadline:

17:00 December 10, 2009 by direct delivery or registered mail

(3) Proposal submission deadline:

12:00 December 28, 2009 by direct delivery or registered mail

(4) Office to contact concerning the notice:

Information Policy Division, Education & Information Bureau,
Civil Policy Planning & Administration Department, Hyogo Prefectural Government
5-10-1 Shimoyamate-dori, Chuo-ku, Kobe, Hyogo 650-8567
TEL (078) 362-3379 FAX (078) 362-9027



都市計画法第36条第3項に基づく工事完了公告

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項の規定による許可に係る次の開発行為に関する工事は、完了した。

平成21年11月27日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

1 (1) 開発区域又は工区に含まれる地域の名称

高砂市米田町塩市字明田211番7、212番1

(2) 開発許可を受けた者の住所及び氏名又は名称

東京都千代田区二番町8番地8

株式会社セブンイレブン・ジャパン 代表取締役 井 阪 隆 一

(3) 許可年月日及び許可番号

平成21年7月16日

- 兵庫県指令東播（加土）（建）第1－3号（21高砂）
- 2 (1) 開発区域又は工区に含まれる地域の名称
高砂市曾根町字宮ノ前2396番1
 - (2) 開発許可を受けた者の住所及び氏名又は名称
加古川市東神吉町神吉883番地の2
有限会社エステートフルヤ 代表取締役 古 屋 智 浩
 - (3) 許可年月日及び許可番号
平成21年10月14日
兵庫県指令東播（加土）（建）第1－2－2号（21高砂）



大規模小売店舗の新設に関する届出

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第5条第1項の規定により、次のとおり大規模小売店舗の新設の届出があった。

なお、当該届出及びその関係書類を次のとおり縦覧に供する。

また、同法第8条第2項の規定により、この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、この公告の日から4月以内に、兵庫県に対し、意見書を提出することにより、これを述べることができる。

平成21年11月27日

東播磨県民局長 宮 野 敏 明

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
名称 （仮称）オークワ加古川店
所在地 加古川市野口町良野844番1ほか
- 2 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
名称 株式会社オークワ
代表者の氏名 福 西 拓 也
住所 和歌山市中島185番地の3
- 3 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
名称 株式会社オークワ
代表者の氏名 福 西 拓 也
住所 和歌山市中島185番地の3
- 4 大規模小売店舗の新設をする日
平成22年6月27日
- 5 大規模小売店舗内の店舗面積の合計
2,185平方メートル
- 6 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項
 - (1) 駐車場の収容台数
123台
 - (2) 駐輪場の収容台数
75台
 - (3) 荷さばき施設の面積
105平方メートル
 - (4) 廃棄物等の保管施設の容量
25.5立方メートル
- 7 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項
 - (1) 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

小売業を行う者の氏名又は名称	開店時刻	閉店時刻
株式会社オークワ	午前7時	翌午前0時

- (2) 来客が駐車場を利用することができる時間帯

午前6時30分から翌午前0時30分まで

- (3) 駐車場の自動車の出入口の数

出入口2箇所

- (4) 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯

午前6時から午後10時まで

- 8 届出年月日

平成21年10月26日

- 9 届出及びその関係書類の縦覧場所及び縦覧期間

- (1) 縦覧場所

兵庫県県土整備部まちづくり局都市計画課及び東播磨県民局加古川土木事務所まちづくり建築課

- (2) 縦覧期間

平成21年11月27日から4月間

- 10 意見書の提出期限及び提出先

- (1) 提出期限

平成22年3月29日

- (2) 提出先

東播磨県民局加古川土木事務所まちづくり建築課

〒675-8566 加古川市加古川町寺家町天神木97-1